

市民生活課よりお願い

【問合せ】市民生活課 環境係 角館庁舎 ☎(43)3308

秋の粗大ごみ収集が9月から始まっています。粗大ごみには必ず町内名・集落名と名前を記載してください。粗大ごみへ直接記載もしくは記載したテープの貼り付けごみでもかまいません。

また、粗大ごみ以外は収集しませんので、「家庭ごみ収集カレンダー」「ごみの出し方便利帳」をよく確認してから出してください。よく間違えて出されているのが不燃系ごみです。傘およびガラス類・包丁などは粗大ごみではありませんので、収集しません。



夜間納税・納付窓口を開設します

【問合せ】収納推進課(田沢湖庁舎) ☎(43)1123

日中、仕事などで市税および各種料金を納付することができない方のために夜間納税・各種料金納付窓口を開設します(各種料金については、納付書持参を原則とするため、納付書がない場合はお受け取りできませんのでご注意ください)。

- 日時/9月30日(木)17時15分~19時
- 場所/収納推進課、角館・西木市民センター
- 9月30日(木)納期限の税目
- ▶ 固定資産税 第3期
- ▶ 国民健康保険税 第3期

▼後期高齢者医療保険料 第3期

※口座振替も納期限と同日の9月30日(木)です。通帳の残高をご確認ください。

※納税には口座振替が便利で安心です。申込用紙は各金融機関、市役所税務課および角館・西木市民センターに備えています。

納期がまだ来ていないものについては、コンビニでも納付できます！

仙北市長選挙・仙北市議会議員補欠選挙 期日前投票所の変更のお知らせ

【問合せ】選挙管理委員会事務局(田沢湖庁舎) ☎(43)1150

広報せんぼく9月1日号でお知らせした令和3年10月10日(日)執行予定の仙北市長選挙・仙北市議会議員補欠選挙の期日前投票所について、今般の新型コロナウイルス感染症の流行状況により「二密」を避けるため、一部の場所についてより広い場所に変更しますのでご了承ください。

今後送付する入場券や、仙北市ホームページにも掲載しますが、お出かけの際はご注意ください。

不明な点や詳しくご質問は選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。



一部の期日前投票所が変更となります！

▼変更後の期日前(不在者)投票所名

変更後	変更前
田沢湖総合開発センター (田沢湖生保内字宮ノ後27)	市役所田沢湖庁舎
松木内地区公民館 (西木町松木内字松葉29011)	市役所松木内出張所
紙風船館 (西木町上松木内字大地田311)	市役所上松木内出張所

※松木内地区公民館・紙風船館は、各出張所と併設の同じ建物になります。
※開設期間や時間、その他の期日前・当日の投票所については変更ありません。

市立角館総合病院の職員を募集します

【問合せ】市立角館総合病院総務管理課(角館 equal 石瀬) ☎(54)2111

【令和3年度採用】
●募集職種・採用予定人数・受験資格
助産師 若干名

昭和42年4月2日以降に生まれた方で、現に助産師免許を有する方

●試験内容/▼作文試験/面接試験

●受付期限/令和4年2月28日(月)

※土・日曜日、祝日を除く。8時30分から17時まで。郵送の場合は2月28日(月)必着に限りま。

※応募状況により随時締め切る場合があります。

●試験日/応募状況により、日程調整のうえ実施します。

【令和4年度採用】
●募集職種・採用予定人数・受験資格
薬剤師 若干名

昭和62年4月2日以降に生まれた方で、現に薬剤師免許を有する方

または令和3年度中に実施する国家試験で薬剤師免許を取得見込みの方

●試験日/応募状況により、日程調整のうえ実施します。

【共通事項】
●欠格事項/次の欠格事項に該当する方は受験できません。
▶ 日本国籍を有しない方
▶ 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることのできない方

●その他/要綱などの詳細は病院ホームページ(<https://kakunodate-hp.com/>)をご覧ください。

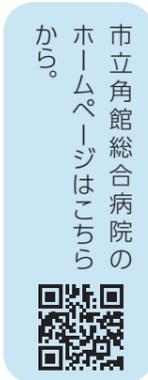
または令和3年度中に実施する国家試験で看護師免許を取得見込みの方

●試験内容/▼医療従事者として必要な基礎知識に関する試験(専門基礎科目試験)/▼作文試験/面接試験

●受付期限/令和4年2月28日(月)

※土・日曜日、祝日を除く。8時30分から17時まで。応募状況により随時締め切る場合があります。

●試験日/応募状況により日程調整のうえ、実施します。



年金生活者支援給付金制度について

請求はお早めに!

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象者 ※以下の要件をすべて満たしていること

- 老齢基礎年金を受給している方
 - ✓ 65歳以上である
 - ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
 - ✓ 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
 - ✓ 前年の所得額が約472万円以下である

請求手続き

- 現在受給中で、引き続き支給要件に該当する方は、お手続きは不要です
- 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より8月下旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し、提出してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。
- 年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きとあわせて大曲年金事務所または市役所市民生活課(角館庁舎)、田沢湖・西木市民センター、各出張所で請求手続きをしてください。

問い合わせ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください

給付金専用ダイヤル ▶▶ ☎0570-05-4092(ナビダイヤル) 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
050から始まる電話でおかけになる場合は ▶▶ ☎03-5539-2216 年金給付金 検索

❗ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意を!